

# 財政福祉委員会

## 説明資料

陽子線がん治療施設整備事業の  
一時凍結に伴う増加費用について

### 目次

1	事業者との契約内容	1
2	事業凍結に伴う増加費用に係る経緯	2
3	一時凍結及び事業再開の理由	3
4	裁判外紛争解決手続(ADR)の概要及び協議状況	4
5	ADRにおける和解案の概要	5
6	ADRが終了した理由	5
7	市長が判断しない理由	5

平成28年4月8日

健康福祉局

## 1 事業者との契約内容

### (1) 事業者

株式会社 日立製作所中部支社

### (2) 契約金額

24,541,469,670円

### (3) 契約期間

平成20年12月4日～平成43年3月31日

### (4) 内 容

ア 建物、治療装置等の施設整備

イ 治療装置の運転・保守管理

ウ 建物・設備の保守管理

(参考)

契約金額の内訳

(単位：億円)

区 分	金 額
施 設 整 備	約 111
建 物 等	約 40
治 療 装 置	約 71
割 賦 金 利	約 22
治 療 装 置 の 運 転 ・ 保 守 管 理 建 物 ・ 設 備 の 保 守 管 理	約 101
消 費 税 等	約 11
計	約 245

## 2 事業凍結に伴う増加費用に係る経緯

区分	内容
平成20年 3月	平成42年度までの債務負担行為270億円の予算(2月市会議決)
12月	(株)日立製作所中部支社と事業契約を締結(11月市会議決)
平成21年 9月	事業契約書第26条第1項に基づき、陽子線がん治療施設整備事業を一時凍結
10月	公開討論会を開催
平成22年 1月	一時凍結を解除
3月	建設工事着工
平成23年 6月	(株)日立製作所中部支社から一時凍結にともなう増加費用の請求書提出(約4億8600万円)
平成24年 1月	本市代理人を選任し、(株)日立製作所と協議を開始
平成25年 2月	治療開始
平成25年 3月	(株)日立製作所が、横浜弁護士会紛争解決センターにおける裁判外紛争解決手続(ADR)を申立(約3億9200万円)
平成26年 4月	適正な金額で合意できた場合は支払に応じるため、ADR協議に参加(計8回)。ただ、和解に応じることを前提にしたものではない。
平成27年 4月	ADRのあっせん人から和解案提示(約1億5300万円)
平成28年 3月	合意に至らず、あっせん人によりADR打ち切り

### 3 一時凍結及び事業再開の理由

区 分	理 由
一時凍結	<p>○一旦立ち止まって考える</p> <p>○夢のある市民にとって大変必要な施設だという説もある、一方そうではない、市としては、子どもの予防医学や救急・周産期などに集中すべきだという意見もある</p> <p>○賛成、反対それぞれの専門家に集まってもらい、討論会を開催し、結論を得る</p> <p>○患者数が 800 人だと言われているが、それは違うと思っている</p>
事業再開	<p>○がん患者さんの期待は大きい</p> <p>○中止した場合 50 億円を超える損害賠償を求められる可能性がある</p> <p>○再開に当たっての条件をつけた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャンサーボードの設置</li> <li>・ 外部評価委員会の設置</li> <li>・ 近隣自治体や地域の医療機関との連携</li> </ul>

注：キャンサーボードとは、専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するための検討会をいう。

#### 4 裁判外紛争解決手続（ADR）の概要及び協議状況

##### （1）概要

区 分	内 容
基 本 理 念	紛争の解決を図るにふさわしい手続を選択することを容易にすることで、国民の紛争解決のニーズに的確に対応し、裁判以外での紛争解決を促進する。
制 度	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」で定める一定の基準・要件に適合するとして、法務大臣の認証を受けた弁護士会などの民間事業者（認証紛争解決事業者）が、裁判所の訴訟手続によらずに、民事上の紛争の解決を図る手続
和解あっせんの 仕 組 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証紛争解決事業者が和解あっせんの申立を受理し、あっせん人を選任する。</li> <li>・ あっせん人は、和解あっせん期日に出席した当事者双方の意見を聞き、和解の仲介を行う。</li> <li>・ 当事者が合意できれば、和解が成立する。</li> </ul>

##### （2）協議状況

区 分	内 容
協 議 方 法	横浜弁護士会紛争解決センターにおいて、弁護士2人、建築士1人から構成されるあっせん人が、和解あっせん期日に出席した当事者双方の意見を聴取し、和解の仲介を行う
開 催 回 数	10回（うち本市参加は8回）
協 議 事 項	凍結期間中に要した費用、再開に伴う費用、工期延長に伴う費用区分ごとに、人件費等の金額が一時凍結に起因するものといえるか、合理的なものといえるかについて協議

## 5 ADRにおける和解案の概要

(単位：円)

区 分	当初請求額 (平成23年6月2日)	ADR申立額 (平成25年3月8日)	ADR和解案 (平成27年4月28日)
凍結期間中に 要した費用	72,375,972	70,762,822	27,878,996
再開に 伴う費用	83,894,849	79,421,346	19,076,447
工程延長に 伴う費用	306,614,417	223,237,173	97,774,643
消費税	23,144,261	18,671,066	税込で計算
遅延利息	—	—	8,683,805 年率6%で1年分
計	486,029,499	392,092,407	153,413,891

注：ADR申立額に係る遅延利息は、平成23年6月から起算して年率3.1%で日立製作所から申し立てられた。

## 6 ADRが終了した理由

本市からあっせん人に対して、あっせんの打ち切り期限延長を申し入れたが、日立製作所の意見も聞いた上で、あっせん人が和解成立の見込みがないと判断したため

## 7 市長が判断しない理由

- 現段階では、この和解案では市民の理解を得られない
- 3か月半の間、一時凍結したことに対する金額の妥当性に疑問がある